

## 第1節 災害に強いまちづくり

近年における社会環境の著しい変化は複雑多岐となり、これに併せて災害種別も増加傾向を示しており、特に大規模地震・津波が発生した場合、被害を増大させる要因となっている。

このため、大規模地震・津波に対する事前の予防対策と災害発生時における被害の低減を目的として、地域の特性に配慮し、土地利用計画、都市施設整備等を促進し、災害に強い都市基盤の形成を図る。

### 1 都市防災の促進

都市の発展に伴う人口の集中及び土地の高度利用、都市機能の集積等、市街地の拡大と都市構造の多様化により生じる都市災害の対応として促進する。

#### (1) 土地利用計画

土地利用計画は、都市計画区域を優先的に市街化を図るべき市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分し、人口、産業の適正配置並びに都市基盤施設の整備充実を図ることにより、無秩序な市街化を抑制し、都市災害の防止に繋げて都市の秩序ある発展を図る。

##### ① 市街化区域、市街化調整区域

市街化区域と市街化調整区域の区分は、市街地形成に関する基本的な制度であり、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るものである。

この区域区分により、その位置等の防災性、安全性を考慮した災害に強い市街地形成を目指す。

##### ② 用途地域

用途地域は、都市における土地利用計画を具体的なものにしていく手段であり、建築物の用途及び形態を規制及び指導することにより、地域の性格を明確にし、安全快適な都市生活と機能的な都市活動の確保を図るものである。

この指定にあたっては、土地利用の現況動態等を調査し、適切な指定に努める。

##### ③ 防火地域、準防火地域

防火地域及び準防火地域は、建築物が密集している地域を対象に、火災による危険を防除することを目的として定めるものである。

これらの地域に指定されると一定規模以上の建築物は耐火建築物などの構造とする必要がある。

本市では防火地域の指定はなく、準防火地域の指定をしているが、都市防災上建築物の不燃化を図る必要性が高いことから、土地利用の動向等を考慮し、適切な指定に努める。

#### (2) 防災面を考察した土地利用の推進

各種災害の対応を考慮した土地利用を促進することにより、防災面での安全な都市環境の整備を図る。

既成の市街地及びその周辺地域において、老朽化した木造住宅の密集市街地等における防災上で危険な市街地の解消を図るため、地域の防災拠点として機能する道路・公園等を確保するなど都市基盤を整備する。

また、土地及び建物の共同化及び建築物等の不燃化を促進するとともに、緊急避難場所(避難地)と避難路の確保に努める。

新規開発等の事業に対しては、防災の観点から、総合的見地により判断した調整・指導を行い、都市防災としての安全性の向上を図る。

### 2 都市の防災構造化

電気、ガス、水道、公共下水道等の供給処理施設は、市民生活の快適性と機能性をも

たらし

また、道路、公園等の公共空地は、避難所等として災害時の有効な防災空間となる重要な施設である。

このため、これらの諸施設が災害時に支障なく機能するよう維持管理に努めるとともに、系統的な整備を図る。

(1) 共同溝等の整備

電気、ガス、水道、公共下水道等のライフライン施設は、都市機能及び地域生活の根幹を成すものであり、このため、災害時においても活用できるよう事前の対策が重要となり、これら諸施設を日常から適切に維持管理するとともに、諸施設を一括収容できる共同溝等の整備を推進する。

(2) 都市基盤施設等の整備

道路は、災害発生時における避難路及び緊急輸送路となる他、防災活動時の緊急車両通行路として重要な施設である。このため、次の事項について整備促進を図る。

① 災害に強い道づくり

防災活動用車両の通行及び避難者の安全を図るため、道路の拡幅及び歩道の設置等の道路整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

② 都市間相互交通の確保

災害の発生により市町村自治体の単独で対応できない状況が発生すれば、相互に支援援助を行う協定が結ばれている。このため、道路の損壊等が発生しても有効な支援又は救援が実施できるよう、体系的な整備を行い、都市間相互交通の確保を図る。

(3) 防災空間の整備及び保全

大規模災害の発生時における住民の安全を確保するためには、公園及び緑地等が大きな役割を果たしているため、次のとおり整備促進を図る。

① 緑地の整備及び保全

土砂災害の危険性が高い山間部などの斜面地等については、治山事業・砂防事業・地すべり対策事業・急傾斜地崩壊対策事業等により整備を図るとともに、市街地の緑地については、緑地協定等により保全を推進するなどにより、土砂災害の防止等を図る。

② 公園の整備及び保全

公園は、住民生活に潤いを与えるとともに、大規模災害の発生時における避難所として防災上重要な施設である。このため、広域緊急避難場所(避難地)としての都市基幹公園等及び一時避難所としての住区基幹公園を計画的に整備し、適正配置に努める。

(4) 防災拠点の確保

大規模災害発生時の防災対応は、正確な災害情報の収集と防災活動要員への的確な出動指示・命令により被害軽減を図る防災拠点が重要であり、次の事項を考察し防災活動拠点の確立に努める。

① 防災拠点を確立する建物

ア 本市の防災拠点は、市役所及び消防本部とする。

イ 防災拠点となる建物は、地震・津波・火山災害・風水害等のあらゆる災害が発生しても、防災拠点として耐え得るよう計画的に整備を推進する。

② 防災機能の充実

大規模災害発生時の防災は、人為的な対応のみでは困難が予測されるので、消防緊急通信指令施設を次のとおり、有効に活用し、防災に万全を期す。

- ア 広角的に豊富な災害情報を集約管理し、防災対応の漏れが生じないように努める。
- イ 全災害箇所への防災活動を、漏れなく集約管理し、有効な防災活動を実施する。
- ウ 防災活動の豊富な支援情報が蓄積されているなど、バックアップ機能を活用し、円滑かつ効果的に支援情報の伝達を実施する。
- エ 防災拠点の消防本部から中枢防災拠点の市災害対策本部へ、円滑かつ効果的に支援情報の伝達を実施する。

### 3 地震火災等(同時多発)の予防対策

地震の揺れがおさまった直後に発生する火災、及び広域的な被害が生じる液状化への対策を、次のとおり推進する。

#### (1) 地震火災の予防

地震火災の防止を図るため、次のとおり市街地の不燃化を推進する。

##### ① 防火地域・準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、火災危険を防止するために都市防火上で必要と認められる地域に指定するものであり、建築物を耐火建築物等(準耐火建築物)及び防火構造とするよう制限している。しかしながら、都市防災上で考察すると大地震等による火災発生の高危険性のため、その対策として建築物の不燃化が急務であることから、土地利用の動向等を見極めて適切な指定に努める。

##### ② 公営住宅不燃化の推進

既存の木造及び簡易耐火構造の市営住宅は、地域性を考慮して建替えによる住宅不燃化に努める。

##### ③ 延焼遮断帯等の整備

道路の幅員を広くすることや公園等を整備することにより、延焼遮断帯として都市不燃化を推進するための空地等を確保し、火災の延焼防止を図るなどの安全な防災都市確立に努める。

##### ④ 消防力・消防水利の整備

「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)並びに「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき、計画的に消防施設の整備充実を図る。

##### ア 耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に基づき、消防施設等の充実を図るとともに、地震火災に対応するため、市街地における消防水利として耐震性貯水槽等を順次整備する。

##### イ 自衛消防組織の充実強化

各施設においては、地震等の特殊性を十分に加味した消防計画を樹立し、自衛消防組織を確立するとともに、訓練実施の積み重ねにより、日常の保安管理について責任分担を明確化し、防火管理を計画的・組織的に推進するよう指導する。

#### (2) 液状化の予防

液状化現象は、地震発生時に地下水を含んだ砂層が液状化する現象のため過去の事例では広範囲にわたり地盤が流動し、土木構造物は崩壊するとともに建築物は支持力を失い傾いたり倒壊したりする。

また、地表付近で発生する液状化現象は、地表面への噴砂や噴水現象として観察されており、現在、液状化現象については研究者により発生メカニズムや構造物への影響と対策方法について研究が進められているところであるが、現状において次の対策を推進する。

##### ① 地盤改良による対策

置換工法及び盛土工法等により、液状化の危険性がある地層を改良し、液状化現象の発生防止に努める。

② 構造物による対策

建造物には、液状化しない層まで達する擁壁を用いたり、支持ぐいの打ち増しを行うなどにより、構造物自体の耐力を高める。

#### 4 地震・津波災害の事前対応

南海トラフ地震等の報道により、不安が生じた市民等への対応を、次のとおり推進する。

(1) 地震・津波災害相談窓口の開設

平常時における市民等からの、地震・津波災害に関する相談窓口として、次の場所に開設する。

- ① 別府市役所(防災危機管理課)
- ② 別府市消防本部(予防課・警防課)

(2) 地震・津波災害相談の指導内容

市民等からの地震・津波災害に関する相談については、次のとおり指導を推進する。

① 別府市役所(防災危機管理課)

ア 住宅等の建築物等に関する危険度判定などを指導する。

なお、住宅等の建築物に関する相談を受理した場合は、必要に応じて相談窓口から速やかに建設部都市計画課の応援協力を得る。

イ 相談者の周辺における、崖地、急傾斜地、地滑り等の危険地域に関する指導を行う。

なお、危険地域等に関する相談を受理した場合は、相談窓口から速やかに建設部都市整備課の応援協力を得る。

ウ 家庭における災害用備蓄の重要性及び備蓄物品の内容について、指導する。

エ 相談者の周辺における、収容避難所及び一時避難所の設置場所等を指導する。

オ 要配慮者のいる家庭の相談者については、平常時から自主防災会を始めとする近隣住民とのコミュニケーションを図り、地震・津波発生時における迅速な救援体制を確立するよう指導する。

② 別府市消防本部(予防課・警防課)

ア 住宅等の建築物等に関する相談を受理した場合は、必要に応じて相談窓口から速やかに建設部都市計画課の応援協力を得る。

イ 危険地域等に関する相談を受理した場合は、相談窓口から速やかに建設部都市整備課の応援協力を得る。

ウ 家庭における災害用備蓄の重要性及び備蓄物品の内容について、指導する。

エ 相談者の周辺における、収容避難所及び一時避難所の設置場所等を指導する。

オ 要配慮者のいる家庭の相談者については、平常時から自主防災会を始めとする近隣住民とのコミュニケーションを図り、地震・津波発生時における迅速な救援体制を確立するよう指導する。

カ 地震・津波発生直後の生命の保護及び火災予防について指導する。

## 第2節 大規模災害対策の整備

大規模災害の発生時において、市民等の生命・身体及び財産の被害軽減を図るため、防災に関する施設等について計画的な整備を推進する。

### 1 防災関係施設等の整備

円滑な防災活動を遂行し、大規模地震に対応するために必要とする、各防災施設及び資機材の整備を、次のとおり推進する。

なお、津波による浸水が予想される場所に非常用電源設備等がある場合は、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。

また、ない場合については、順次整備を検討する。

津波については、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、大規模な津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定し、前者については市民の生命を守ることを最優先とし、市民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて市民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保に努める。

#### (1) 緊急避難路の整備

大規模地震・津波発生時において、市民や観光客の一時避難所又は収容避難所や高台までの避難路と防災活動及び緊急輸送等として通行する道路の安全を確立するため、市道及び都市計画道路には歩道の確保や手摺、街路灯を設置するなど計画的な整備を推進する。

なお、住宅密集地域における道路については、大規模地震に伴う火災発生に対する延焼防止帯の役割を勘案し、計画的な整備を推進する。

#### (2) 同報系無線の整備

自然災害が発生した場合、避難指示等を迅速かつ的確に住民に伝達することは住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために極めて重要である。

津波警報等や緊急地震速報などの緊急情報をいち早く周知する方法として国が整備している全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用し、それらの情報を子局のサイレンやスピーカーを通していち早く住民に周知することができる同報系無線を整備する。

また子局の増設などについても検討する。

#### (3) 防災公園の整備

大規模災害に対処するためには、都市公園等が重要となるため防災公園として指定し、消火・飲料水兼用の耐震性貯水槽を設置するなど、被災者の避難場所、広域応援部隊の活動拠点、仮設住宅用地、災害ボランティアの活動基地として整備を推進する。

#### (4) 避難標識等の整備

大規模災害の発生時において、市民や本市に訪れた観光客が安全かつ迅速に、本市が指定している避難場所へ避難が実施できるよう、市街地表示式避難地案内板、避難地内の案内板、避難誘導標識、海拔表示板や津波警戒標識等を計画的に整備する。

#### (5) 水道施設の整備

別府市水道事業ビジョン及び建設改良事業計画等の定めるところにより、災害時においても水道施設の被害防止又は被害軽減が図られ、円滑な応急給水が実施できるよう、浄水(飲料水)の確保、水源から浄水施設までの耐震化整備、配水池の耐震化、緊急遮断弁の設置、耐震性に劣る基幹管路の布設替え等、基幹施設の耐震化整備を計画的に行う。

## (6) 救助用資機材の整備

大規模地震の発生に伴う家屋の倒壊及び土石の崩落等により、倒壊家屋の下敷きや崩落した土石の生き埋め等で人的被害が発生した場合に、有効な救助救出活動の実施に活用できる救助用資機材を、次のとおり計画的に整備する。

### ① 消防署・消防団

災害の発生時において防災機関の第一線として出動し、救助救出活動を実施する消防署及び消防団の救助用資機材等装備品を、有効な災害活動が実施できるよう計画的に整備を図る。(資料 5-1…消防車両の配置状況、資料 5-2…災害用資機材の整備状況、資料 5-3…消防装備の配備状況 参照)

### ② 自主防災組織

災害の発生時は、同時期に広範囲にわたり被害が発生し、消防機関等の防災関係機関による防災活動が望めない場合、又は現着が遅れる場合が生じるが、この「空白の時間」に自主防災組織は、自らの手で被災した住民の救助救出活動や避難のための広報活動を実施し、生命・身体の保護に努める。

また、救助用資機材等については、地区毎に計画的な整備を図る。

なお、整備にあたっては、木造家屋密集地等の災害危険度が高い地域を優先して行う。

## 2 業務継続計画(BCP(Business Continuity Planの略))の作成

災害発生時に、応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や、資機材を投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため業務継続計画を作成し、定期的な訓練や点検等を行うとともに、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを実施するものとする。

## 3 安全確保体制の確立

大規模災害の発生時において、円滑な防災活動の遂行に寄与するとともに、市民等に対する安全確保体制の確立を図るため、次のとおり整備推進要領を定める。

### (1) 被災者支援システムの運用

災害発生時の救済、復旧・復興業務を円滑にするため、被災者支援システムを導入・運用し、被災者台帳・罹災証明書の発行・義援金の交付・避難所の管理・仮設住宅の管理等、被災者支援対策に係る事務の迅速化を図る。

### (2) 住家の被害認定調査

① 被災者の「罹災証明申請書」(様式 1)の申請により住家の被害認定調査を実施した被害結果に基づき、「罹災証明書」(様式 2)を発行する。

② 建築物の被害状況判断基準は、内閣府の「災害の被害認定基準」(平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に基づき主要構造部の被害状況割合に応じて、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊に定められたが、平成16年の被災者生活再建支援法の改正、令和元年度の災害救助法の拡充、令和2年度の被災者生活再建支援法の改正により、新たに全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊に判定する。

### (3) 応急危険度判定

大規模災害の発生により建築物の構造耐力が低下し、さらに、二次災害の発生を防止するため、次のとおり応急危険度判定を実施する。

※宅地については、建築物と同様に危険度判定を実施する。

① 大規模災害発生直後において、早急に建築物の応急危険度判定を実施する。

② 建築物における応急危険度の判定作業には、建築士の協力を得て実施する。

③ 建築物に対する被災状況の判定結果は、次のとおりとする。

ア 応急危険度判定結果が危険な状態にある建築物には、「倒壊家屋の応急危険度判定結果表(危険)」(様式 5)を貼付する。

イ 応急危険度判定結果が注意を要する状態にある建築物には、「倒壊家屋の応急危険度判定結果表(要注意)」(様式 6)を貼付する。

ウ 応急危険度判定結果において、大きな被害が見受けられない建築物には、「倒壊家屋の応急危険度判定(調査済)」(様式 7)を貼付する。

(4) 救命講習受講者の整備

大規模災害においては、多数の負傷者が発生すると予測され、この負傷者の救命には迅速・的確な初期の処置が重要となるため、消防本部において、次のとおり市民を対象とした救命講習受講者の整備促進を図る。

- ① 傷病者等の観察要領及び初期対応要領
- ② 胸骨圧迫・人工呼吸、AED などの心肺蘇生
- ③ 止血法、その他の応急手当

### 第3節 第六次地震防災緊急事業5箇年計画

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、本市における地震防災対策上で緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成8年度から5年計画で地震防災緊急事業として推進し令和2年度で第五次が終了したところであるが、令和3年度から第六次地震防災緊急事業5箇年計画が策定されたので、引き続き次のとおり取り組む。

#### 1 消防施設等の地震防災対策事業

地震防災対策特別措置法第3条第1項第3号に基づき、消防施設等の設置を次のとおり推進する。

##### (1) 推進理由

###### ① 消防水利

震災や火災などの災害時に消防水利を確保するため、水利の不足している建物密集地及び山間部へ計画的に耐震性貯水槽(40t)の設置を推進する。

###### ② 消防車両

地震や火災が発生した場合の対策を実施する体制を確立し、市民や観光客の生命、身体及び財産を災害から保護するために消防車両の整備を推進する。

###### ③ 備蓄倉庫

災害時に交通手段の途絶等により生活必需品の確保が困難な被災住民に対して、必要な物資を供給するため備蓄倉庫を整備する。

###### ④ 電線共同溝

共同溝に電線類を埋没させるため、震災時の電柱の倒壊の危険がなくなり、安全な避難が確保されることから、積極的に整備を推進する。

##### (2) 整備年度及び概算額

###### ① 整備年度

令和3年度～令和7年度

###### ② 概算額

事業概算額……1,581,000千円



## 第4節 地震災害予防対策

大規模地震による災害は、建物等の倒壊や火災の発生など複雑多岐となり、人的被害を含む甚大な被害の発生が予測されるため、この災害予防と被害の軽減を図るため、平常時から事前の地震災害予防対策に努める。

### 1 建築物等の耐震対策

大規模地震の発生は、家屋の倒壊や家具の転倒等による人的被害が予測されるため、平常時における耐震対策を推進し、被害の防止及び被害の軽減を図る。

#### (1) 耐震診断・改修の普及啓発

木造住宅及び公共建築物等の耐震診断と、この結果に基づく改修及び家具等における転倒防止策の周知・広報を推進し、被害の防止及び被害の軽減を図る。

##### ① 木造住宅

既存建築物の木造住宅所有者に対し、「木造住宅耐震診断」の実施を推進するなど、建築物の自己診断を促進し、これに基づく既存木造住宅の耐震改修等について、普及啓発を推進する。

##### ② 鉄筋コンクリート造等

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造については、建築基準法が改正された以前(昭和56年5月以前)の建築物所有者に対し、建築物防災週間などを通じて耐震診断及び耐震改修の啓発と指導に努める。

##### ③ 公共建築物

ア 大規模地震発生時において防災及び復旧活動の拠点となる市庁舎、消防庁舎、学校、地区公民館等の公共建築物については、昭和56年5月以前に建築された建築物から、順次計画的な耐震診断の実施に努める。

イ 耐震診断を実施した公共建築物のうち、耐震改修を必要とする判定結果の建築物については、緊急性等を勘案し積極的な耐震改修等を順次実施する。

#### (2) 天井の脱落防止対策

6m以上の高さで水平投影面積が200㎡を超え、単位面積重量が2kg/㎡を超える吊天井(特定天井)を有する建築物については、天井が脱落し重大な危害を生じない構造への改修等について、普及啓発を推進する。

特に、不特定多数の者が利用する施設並びに指定避難所等は早急に改善すべき建築物として普及啓発と指導に努める。

#### (3) 家具等の転倒防止策

地震発生時において、建物内に設置されている食器棚・タンス等の家具類やピアノ・電化製品などの滑走や転倒により、多くの人的被害が発生していることから、この安全対策として、市報等によりすべり止めや転倒防止策を講じるなどの普及啓発を推進する。

#### (4) ガラスの飛散防止策

##### ① 学校・保育所・集会場等

多数の児童・幼児等が入り出る学校及び保育所や会議等で多人数が収容される集会場等に対し、大規模地震発生時におけるガラスの破損防止策として、ガラス戸及びガラス窓にガラス飛散防止フィルムの張り付けなどを指導し、負傷者の発生防止を図る。

##### ② 市街地の道路等に面する建築物

大規模地震発生時において、多くの避難者が通行する市街地の道路に面する建築物に対し、ガラス戸及びガラス窓にガラス飛散防止フィルムを張り付けるなどの周知・広報を推進し、避難者の負傷防止を図る。

## 2 落下倒壊危険の予防

過去における大規模地震の発生事例では、道路沿線上に設置されている建造物等の落下又は倒壊により、避難路及び緊急輸送路に支障が生じ被害を増大させている。

このため、道路管理者、公安委員会、電力会社、NTT、その他の所有者及び設置者は、各々において道路沿線上の建造物等について、点検、補修、補強等を実施するなどの安全対策を講じるものとする。

### (1) 横断歩道橋

道路管理者は、横断歩道橋の定期点検及び耐震診断等を実施し、この結果に基づく補修、補強等を実施し、落橋及び倒壊の防止を図り、道路の安全確保に努める。

### (2) 道路標識・交通信号機等

設置管理者は、道路標識及び交通信号機等の定期点検を実施し、この結果に基づく補修、補強等を実施し、落下及び倒壊の防止を図り、道路の安全確保に努める。

### (3) 電柱等

電力会社及びNTT等の電柱設置管理者は、平常時における電柱の維持管理に努めるとともに、大規模地震発生時における、電柱の損壊及び倒壊等に対する迅速な対応体制を整えておく。

また、架空線は、地震による二次的災害(火災)に比較的弱く、都市・地域生活の根幹をなす電力の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、道路管理者と協議のうえ、災害時における安全性向上のため、電線及び電柱の地中化を推進することに努める。

### (4) アーケード・看板・広告物等

アーケード等の設置管理者は、定期的な点検を実施し、この結果に基づく補修、補強等を実施し、落下及び倒壊の防止を図り、道路の安全確保に努める。

### (5) ブロック塀

ブロック塀等の所有者は、既存のブロック塀について強度並びにひび割れ等の有無について点検を実施し、その結果に基づく補強又は改良を行うものとし、新設するものについては、鉄筋補強等による強度の確保に努める。

また、塀を除却する関係者に対しては、補助等を行い安心・安全のまちづくりを推進する。

### (6) 自動販売機

自動販売機の設置者及び所有者は、自動販売機の滑走及び転倒による歩行者、車両への通行障害が発生しないよう、確実に固定するなどの安全確保に努める。

### (7) 樹木等

樹木等の所有者は、倒木等のおそれがあるものに添木などの補強で危険防止を図るとともに、不要なものについては除去又は整理するなどの安全対策に努める。

## 3 火災予防対策

大規模地震の発生時は、道路及び消防水利の損壊により消防力が低減し、同時多発的に発生する火災では、広範囲に及ぼす大火災に進展することが予測されるので、市、防災関係機関及び生活関連機関並びに住民は、平常時から出火防止等の安全対策を講じるなど、火災予防の徹底を図る。

### (1) 消防機関による火災予防対策

消防機関は、消防法等に基づき立入検査・指導を実施し、各施設等に対する火災予防の徹底を図る。

#### ① 特定防火対象物

百貨店、映画館、劇場、複合用途ビル、ホテル旅館、病院、老人ホーム等の特定防火対象物には、不特定多数の人が収容されることから、火災による人的被害が懸念されるため、消防機関は研修会等による指導のほか、消防法に基づく立

入検査等を実施し、防火管理の指導徹底を図る。

② 非特定防火対象物

学校、共同住宅等の非特定防火対象物に対しては、研修会や消防訓練等への積極的参加を促し、初期消火要領の向上を図るなど、火災予防の徹底に努める。

③ 地下室等の都市ガス対策

地下室は、密閉度が高いことからガスが漏洩した場合に充満しやすい状態である。このため、ガス災害の危険性が高い地下室に対し、平常時から次のとおりガス漏洩対策の指導に努める。

ア ガス設備の定期点検及び使用後の点検強化

イ ガス漏れ警報設備の設置指導

ウ ガス遮断装置等の設置指導

エ 通報体制整備の指導

(2) 一般家庭の火災予防対策

平常時における一般家庭の火災予防対策の徹底を図り、大規模地震発生時の出火防止に繋げる。

① 初期消火の徹底

ア 初期消火器具(消火器等)の設置を推進する。

イ 応急消火等の初期消火要領を普及推進する。

② 火気類の管理徹底

ア 暖房器具の石油ストーブは、耐震自動遮断装置付きストーブの使用を徹底指導する。

イ 燃焼器具としてLPGを使用している場合は、LPG容器の転倒防止及び錆止め防止の徹底を図り、また、使用後においてはLPG容器のバルブを閉止するよう指導を推進する。

ウ 燃焼器具として都市ガスを使用している場合は、金属配管の使用を推進するとともに、使用後においては元バルブを閉止するよう徹底を図る。

③ 危険物品の管理徹底

ア 出火危険が大きいガソリン、灯油、ベンジン、アルコール、卓上コンロ用ボンベ、塗料溶剤、農薬類については、転落、転倒、漏洩の防止措置を講じる。

イ ガソリン、灯油等の危険物については、屋外に貯蔵するものとし、日照を避ける保管庫等での管理徹底を指導する。

#### 4 文化財の保護対策

歴史的及び文化的遺産として、後世に残さなければならない文化財を保護するため、次のとおり対策を講じる。

(1) 文化財の火災予防対策

消防機関及び文化財の所有者並びに管理者等は、次のとおり文化財に対する火災予防の徹底を図る。

① 消防機関による火災予防対策

消防機関は、消防法等に基づき立入調査・指導を実施し、文化財を保護するため、所有者及び管理者等に対する火災予防の徹底を図る。

② 所有者及び管理者等による火災予防対策

所有者及び管理者等は、文化財を保護するため、消防用設備等の設置及び防火管理業務を推進するなどにより、火災予防の徹底を図る。

(2) 文化財の保護予防対策

文化財の所有者及び管理者等は、地震等の災害発生時における文化財の被害軽減を図るため、次の対策を講じる。

① 文化財の所有者及び管理者等の保護対策

所有者及び管理者等は、地震による倒壊から文化財を保護するため、事前に

文化財の整備と倒壊防止策を講じ、文化財の保護を図る。

② 文化財防火訓練の実施

昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画が焼失した日を「文化財防火デー」と定め、文化財を火災・地震等の災害から保護するため、全国的に文化財防火運動が展開されており、本市としても文化財愛護のため文化財防火訓練を、次のとおり実施する。

ア 文化財防火訓練の実施日……毎年1月26日頃

イ 文化財防火訓練の実施機関等…別府市文化財保護審議会委員、消防本部予防課、教育委員会社会教育課

ウ 文化財防火訓練の実施対象…資料9 別府市の指定文化財一覧のとおり

## 第5節 組織と職員の防災活動指針

災害対策本部の組織が防災の責務を完遂するため、職員の各々が職責を深く認識して防災活動を遂行する。

### 1 組織の活動目標

市民及び観光客等の防災安全を確立するため、組織が効果的な防災活動を実施し、責務を果たさなければならない。

#### (1) 防災体制の早期確立

大規模災害による被害の軽減を図るためには、迅速な防災対応が重要となり、このため、適切な防災判断と防災活動を実施するため早期に防災体制を確立する。

#### (2) 指揮系統の確立

大規模災害の発生直後には、各地域から多くの火災通報及び救助要請等があり、防災対応が複雑多岐となることが予測され、これに的確な対応を実施するため、災害対策本部を早期に設置し、指揮命令系統を確立する。

#### (3) 情報収集の徹底

防災関係機関及び市民等からの災害情報を迅速・正確に集約管理し、また、事前に準備した各種災害用の豊富な支援情報を活用することにより、円滑な防災活動に資する。

#### (4) 災害現場報告の徹底

災害現場で防災活動を実施中においても、現場責任者等は、適時に定期的な状況報告を行い、災害現場への要員の応援派遣及び防災資機材等の送り込み、また、防災関係機関への応援要請などについて、災害対策本部の正確な判断を促す。

#### (5) 防災関係機関との連携の確立

災害対策本部の対応では、防災対応に困難をきたす大規模災害の発生も予測され、このため、防災関係機関等から円滑に応援援助が図られるよう、連携を確立しておく。

#### (6) 効率的な防災活動の確立

大規模災害における人的被害の防止を最優先した、避難対策を含めた迅速かつ的確な防災活動を確立する。

#### (7) 安全な避難所の開設

災害は、予期せぬ地域へ被害が拡大することが予測されるため、災害状況を詳細に見極め、より正確な情報に基づき、避難所の開設及び安全な避難所への移動を行い、避難者の安全確保に努める。

#### (8) 救援救護体制の確立

大規模災害では、被災者の動揺と不安の高まりによるパニックの発生で被害が拡大する危険があり、特に、高齢者、傷病者、障がい者等の要配慮者の危険性が大きい。このため、食料及び医薬品等が迅速・的確に配給できる救援救護体制を確立する。

#### (9) 活動要員に対する安全管理の徹底

災害現場での活動要員は、周囲の危険性を確認できない状況が発生するので、現場責任者は、常に状況確認を行い、適切な指示により活動要員の安全管理を徹底する。

#### (10) 市民に対する防災意識の普及啓発

被害発生が予測される傾斜地等の危険区域、津波の影響を及ぼすと予測される区域及び防災重点ため池が影響を及ぼすと予測される区域等のハザードマップを作成するとともに、定期的、計画的に防災講習会及び研修会等を開催し、市民に対する防災意識の普及啓発に努める。

## 2 職員の活動指針

職員は、充実した防災意識と心構えにより、組織の防災目標を達成するよう努める。

### (1) 自覚

あらゆる災害から、市民及び観光客等の生命・身体・財産を保護するため、職員全員が各自の所管事務を常に認識し、災害時には確実な防災活動を実践する自覚を持つ。

### (2) 迅速・的確

迅速な災害対応は、被害の軽減に重要な要素となる。

ただし、迅速な対応による防災効果の追求は、反面、的確性を欠き失敗に繋がることもあるので、防災対応は、常に、迅速性と的確性を両立させるよう努める。

### (3) 即断と積極性

大規模災害は、困難な事象の対応と、即断による対応を必要とする状況が多く発生する。

職員の各個人は、重要(人的被害)度の迅速な判断と積極的な行動力により、困難な事象を克服するよう努める。

### (4) 災害現場の鎮静化

災害現場では、住民の不安が高まり、パニックが起これば被害を増長させることになる。

住民は、防災活動中の職員等に対し全幅の信頼を寄せているので、常に、災害状況を詳細に見極め、安心感を与える言動により、住民の落ち着いた行動を促すよう努める。

### (5) 被災者への配慮

被災者は、不安を感じると正確な行動ができずに被害を大きくする状態となることが予測される。

特に、高齢者等の要配慮者は、不安により精神的に動揺して、身動きがとれなくなる場合があるので、常に、被災者や要配慮者の状況を詳細に把握して、適切な気配りと心遣いを行うよう努める。

### (6) 臨機応変の防災活動

災害対策要員は、所管事務に基づき防災活動を実施することが最重要である。

しかしながら、初動期における集中的な災害情報の対応において、各対策部の何れかに大幅な要員不足を生じることが予測される。

所管事務に基づき防災活動中に、他の対策部で要員不足を確認した場合は、時機に適した臨機応変な判断により応援に加わるなど、総合的な防災活動が円滑に遂行できるよう努める。

### (7) 情報連絡

災害現場において防災活動を実施する要員は、現着時及び防災活動中において適宜に、災害状況・避難状況・応援の可否などの情報を災害対策本部へ正確に伝達し、効果的な防災活動の実践に努める。

### (8) 連携・協力

各対策部・班は相互協力を行うとともに、各防災関係機関とも効果的な連携協力をを行い、総合的な防災活動の成果を目指して遂行するよう努める。

### (9) 危機管理

防災活動中に二次災害に遭遇し人身被害が発生すれば、その防災活動は失敗となる。防災活動が困難な災害現場においても、災害状況の変化を確認するなど職員の個々が常に危機管理意識を持ち、災害現場における安全確認の徹底を図るよう努める。

## 3 職員の日常における留意点

職員は、休日等で自宅に居る場合においても、防災の責務を果たすよう努める。

(1) 連絡・報告の徹底

- ① 災害の発生時刻・発生場所・災害規模等は予測できないので、出張中及び外勤中において災害が発生した場合は、常に所属課と連絡がとれるよう体制を整えておく。
- ② 休暇中の災害発生に備え、外出時等の家族との連絡要領を定め、災害発生等を迅速に覚知するよう努める。
- ③ 災害による被害を覚知した場合は、所属課へ正確な情報を迅速に報告し、防災対応の的確な指示を受ける。

(2) 家族の理解

- ① 大規模災害の発生時には、家族又は近隣住民等に人的被害が発生した場合を除き、速やかに所定の場所へ参集することを家族に周知徹底し、理解を得ておくよう努める。
- ② 高齢者、傷病者、障がい者等の要配慮者が同居している職員は、緊急時において近隣住民等から応援援助が得られるよう事前準備しておき、非常参集が迅速に実施できるよう努める。
- ③ 職員は、家族及び地域住民と機会ある毎に防災の協議を行い、貴重品等の非常持出品の確認及び災害種別に伴う、避難経路・避難場所及び家族間の緊急連絡要領等を確立しておくよう努める。

(3) 地域への理解

- ① 災害は、同時期に各所で人的被害が発生し、また、職員自身が災害に遭遇する場合もあるので、近隣住民と日常からコミュニケーションを図り、相互扶助の体制を確立しておくよう努める。
- ② 職員は、地域活動へ積極的に参加し、災害に対する危機管理及び防災に対する相互理解を深め、地域における大規模災害時の被害軽減を図る。
- ③ 職員は、あらゆる機会を捉えて地域住民に対し、防災訓練等への積極的な参加を促し、災害時において地域住民の各自が、的確な行動で被害軽減が図られるよう努める。
- ④ 地域には、高齢者・傷病者・障がい者等の要配慮者が居住しているが、これらの地域情報を職員と地域住民が共有し、災害時において、要配慮者の生命・身体を保護するよう努める。

(4) 地震防災に関する知識啓発

職員は、地震防災上で必要な講習会及び研修会並びに防災訓練等に、積極的に参加することにより、円滑な防災対応が実施できるよう努める。

① 南海トラフ地震等に関する知識の習得

職員は、大規模地震の発生が予測され、国において調査研究が推進されている南海トラフ地震や日向灘も加えた地震に関して、発生した場合に予測される地震動および津波に関する知識を習得し、円滑な防災対応が推進できるよう努める。

② 地震・津波に関する一般的知識の習得

職員は、地震・津波に関する一般的な知識を習得し、市民等に対する防災意識の高揚に努め、地震・津波災害発生時における被害低減に努める。

③ 地震・津波等発生時の活動に関する知識の習得

職員は、地震・津波災害が発生した場合において、いかなる行動で防災対応を実施するかを常に確認し、円滑な総合的防災対策の遂行に繋がるよう努める。

ア 地震の発生直後においては、出火防止、家族の安全確保、近隣住民の安全確保等を実施後、速やかに参集する。

イ 参集後においては、所定の配置に就くものとする。

(5) 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。



## 第6節 消防団の育成強化

消防団の育成並びに強化に関しては、この計画の定めるところによるものとする。

### 1 育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員の高齢化、サラリーマン化などにより、減少傾向にある問題を抱えていることから、その育成・強化を図ることが早急の課題となっている。

### 2 育成・強化策の推進

消防本部は、地域社会の実態、防災体制の強化・確立を図るため、次により消防団の育成・強化を図る。

#### (1) 消防分団の管轄・出動区域の整備

消防本部は、各地域の人口増減に伴い、必要に応じ、消防団の管轄地域及び出動区域の見直しを図る。

#### (2) 消防団員の確保

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーを活用し、事業所、大学等に対する協力要請を行い、消防団への加入の促進と消防団員の資質向上を図るため、消防学校等における教育訓練の充実に努める。

#### (3) 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、更なる協力体制が構築できる環境づくりに努める。

## 第7節 自主防災活動の確立

災害から市民の生命・財産を保護するためには、本市をはじめ防災関係諸機関が総力を挙げ防災の任務を遂行しなければならないが、併せて市民自らが日常から防災知識の習得に努め、家庭、地域、職場等で防災対応を実践することが重要となる。

また、大規模地震では、同時期に多くの箇所で大規模災害が発生し、防災関係機関等による防災対応が遅れる箇所においては、地域住民が自らの活動により防災対応を行い生命等の安全を確保しなければならない。

このため、本市は全地域において結成されている自主防災組織に対し、的確な防災活動が実施できるよう充実活性化を図る。

### 1 自主防災会

災害発生時の対応として、「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念に基づき、地域住民の連帯感を深めて取り組む活動により、人的被害の低減を重視した防災効果を確立するため、次のとおり自主防災会を結成している。

#### (1) 自主防災会の結成状況

現在、市内145の自治会単位により全町で結成されている。

#### (2) 各自主防災会の構成

各自主防災会は、会長・副会長、防災士のほか、情報班、避難誘導班、各自主防災会で定める各班の班長及び副班長、班員等で構成される。

#### (3) 自主防災会規約

自主防災会は、活動の目的、活動内容及び組織の編成等について、規約に明確に定める。

### 2 自主防災組織の役割

自主防災会を含む各自主防災組織は「自分たちの町は自分たちで守る」という防災意識を養い、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取り組みを進めるとともに、日頃から高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。

また、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることで適切な行動がとれるよう取り組みを行う。

避難所の運営に自主防災組織があたる際等、多様な性による視点に立った対応が必要となるため、性別にかかわらず参加を促すことも必要である。

#### (1) 平時の準備事項

- ① 防災知識の習得及び啓発並びに定期的な家族防災会議の実施
- ② 家屋及び周辺地域の災害危険度の確認
- ③ 災害状況の変化を考慮した避難場所と避難経路の確認
- ④ 負傷及び急病時の救急医療施設の確認
- ⑤ 災害時における各家庭の火気取扱箇所の確認徹底
- ⑥ 家屋の補強と家具等の転倒防止及び塀等の倒壊防止対策
- ⑦ 非常用(飲料水、食糧、衣料、日用品、医薬品等)生活必需品の個人備蓄を実施

#### (2) 災害時の実施事項

- ① 次の項目を含む、正確な災害通報
  - ア 災害発生場所
  - イ 目標となる建物等
  - ウ 災害状況
  - エ 負傷者の有無とその状態
  - オ 通報者の氏名・電話番号

- ② 本人及び家族の身体の安全確保
- ③ 出火防止及び初期消火の実施
- ④ 負傷者が発生した場合の応急処置の実施
- ⑤ 負傷者等の救護所又は救急医療機関への搬送
- ⑥ 災害状況の正確な判断に基づく、避難経路の選択と避難
- ⑦ 自助・共助による生活手段の確保
- ⑧ 避難所の運営

### 3 防災士(地域防災リーダー)の育成強化

自主防災会は、地域防災のリーダーとしての役割を担う防災士を育成し、その者が中心となり自主防災会・消防団との連携に向けた防災指導、啓発を行うことで地域コミュニティの充実、活性化を図る。

### 4 地域での自主防災会の活動

地域における防災対策は、地域住民の相互協力により、組織的な防災活動を実施することが最も効果的である。このため、自主防災会は、平時から市及び防災関係機関と協力し、防災関係機関等の対応の遅れがあっても、地域住民が自らの活動で防災対応を実施できるよう、次のような基盤整備に努める。

#### (1) 防災知識の習得

自主防災会は災害種別毎の防災対応、平時における防災対策、自主防災会としての活動内容及び構成員としての任務分担等に関する防災知識を、講習会及び研修会等のあらゆる機会を捉えて習得し、普及・啓発に努めることが必要である。特に津波防災啓発は地域の中で津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、そのための人材育成が重要である。

また、市は、防災士の資質向上を図るため、ホームページ等を活用した先進事例紹介や研修会の開催等を行う。

#### (2) 関係機関との連携

自主防災会は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

津波に対しては緊急避難場所、避難路の周知を徹底し、地域住民の自主避難行動がとれるよう取り組む必要がある。

また、地域の学校とも連携した防災訓練を行うことで、地域ぐるみで児童生徒の生命を守る。

#### (3) 自主防災会の組織編成表作成

自主防災会は組織編成表を整備し、変更事項が発生すれば即時に改正する。

また、組織編成表の内容は、地域住民の全てに周知徹底するよう努め、住民全体に自主防災会員としての意識を醸成する。

#### (4) 地域としての備え

自主防災会は、地域内の災害発生危険予想箇所、避難場所、医療機関等の周知徹底を図る。

また、ヘルメット、避難誘導旗、メガホン等の防災資機材の充実整備と管理を徹底する。

#### (5) 災害時要配慮者の把握と支援体制づくり

自主防災会は、地域の高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の災害時要配慮者について、重点的な救護活動の実施対象及び防災機関現着時の報告対象として、把握を徹底する。

また、自治委員等から依頼された場合には、民生委員・児童委員や福祉専門職と密に連携し、避難行動要支援者名簿に掲載された地域住民の個別避難計画作成に協力する

(5) 家庭防災の促進

大規模地震では、各々の行動次第で火災発生や被害拡大に繋がることから、大規模地震の際の行動や出火防止について、日常から家族で検討・準備するとともに、自主防災会が中心となり、非常持出品等の準備などを含む家庭防災の促進を図る。

(6) 率先避難と声かけ

津波が発生した際、まずは自主防災会の役員等が率先して高台の避難場所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。

東日本大震災で自主防災会の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたままの避難など、自主防災会の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の避難行動を促す工夫が重要である。

(7) 防災訓練の実施及び参加

防災訓練への参加経験は防災知識の習得に繋がり、身体で覚えた経験は災害時の迅速・的確な防災活動と、これによる被害の軽減に資することから、自主防災会が中心となり、あらゆる機会を捉えて、住民の防災訓練への積極的な参加を促す。

また、防災訓練に際しては、災害時要配慮者や民生委員・児童委員、社会福祉施設等にも広く参加を呼びかけ、災害時要配慮者に配慮した避難方法や避難所運営のあり方について検討するなど、隣保協同の気運を高める。

防災訓練内容は、次のとおりである。

- ① 非常参集訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救助訓練
- ④ 応急(救護)訓練
- ⑤ 非常電源切替訓練
- ⑥ 情報収集・処理・伝達訓練
- ⑦ 避難(誘導)訓練
- ⑧ 徒歩帰宅訓練
- ⑨ 避難所開設・運営訓練
- ⑩ その他

## 5 事業所における防災活動

(1) 一定規模以上の全事業所は、消防法に基づき消防計画を作成のうえ自主的な防火防災組織をつくり、従業員と利用者等の安全を確保する義務があるが、効果的な防災結果を得るためには、地域の自主防災会等との連携を図り、事業所と地域を両立させた防災安全を確立しなければならない。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

各事業所は、自事業所及び地域の防災対策を確立するため、次のとおり防災活動を実施する。

- ① 定期的な防災訓練の実施
- ② 従業員等に対する防災教育の実施
- ③ 災害情報の収集と伝達体制の確立
- ④ 災害通報要領の確立
- ⑤ 災害予防対策の確立
- ⑥ 避難対策の確立
- ⑦ 救出及び搬送要領の確立
- ⑧ 応急救護等の確立
- ⑨ 地域の自主防災会との連携強化
- ⑩ 食料、飲料水、生活必需品等、非常用物資の確保

- (2) 市は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、地域貢献等)を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定を促す。

## 6 地域における津波からの避難計画づくり

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが必要である。

市では、平成25年9月に策定した大分県津波避難計画策定指針に基づき、別府市津波避難計画を策定し、津波による浸水が予想される地域においては、自主防災組織等が地域の実情を反映した、実践的な地域津波避難行動計画を策定している。

計画は定期的に見直しが必要であることから、自主防災組織等は津波による人的被害を軽減するため、地域津波避難行動計画に基づいた避難訓練を定期的に行うなどにより、内容を検証し、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見及び地域の実情にあった計画に適宜、更新するよう努める。

## 7 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市防災会議において、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、地区防災計画作成推進のため、今後、次の項目に取り組む。

- (1) 地区防災計画策定単位の検討と決定
- (2) 地区防災計画の計画事項(例)の提示
- (3) 地区防災計画の作成行程(案)の提示

## 第8節 災害用備蓄品の確保

大規模災害の発生に伴い、家屋の倒壊・損壊により生活手段を奪われ避難所へ避難した被災住民、または、ライフライン等の壊滅により正常な生活が出来なくなった被災住民に対し、国・県等の支援団体から援助が得られるまでの最低限度期間における食料・生活必需品等の備蓄に努める。

### 1 公的備蓄

本市は、東日本大震災を踏まえ、市内の最大避難者数を20,181人と想定し、大規模災害の発生により日常生活に支障が生じた市民等に対し、大分県と備蓄分担を行い、救援物資等が到着するまでの約3日間に必要不可欠な物資の備蓄に努める。なお、公的備蓄の詳細については、別に定める「別府市備蓄計画」によるものとする。

#### (1) 備蓄品目

本市における備蓄品目は、主要4品目(主食、副食、飲料水、毛布)、要配慮者に必要な物資、感染症対策に必要な物資(マスク、アルコール消毒薬)及びブルーシートであり、これらに加え、市独自の物資の備蓄に努める

#### (2) 備蓄方法

備蓄倉庫や避難所となる小中学校等に分散備蓄を図り、発災当初から避難者の必要とする物資を市内全域の避難所に対し迅速に対応できる体制の構築に努める。

### 2 流通備蓄

本市の災害用備蓄品は、食料調達が困難な発災直後の対応のみとなるため、指定販売業者等から必要に応じて直ちに協力が得られるよう、事前の対応に努める。

#### (1) 指定販売業者

備蓄が困難である穀類・生鮮食品等の食料品や、ガソリン・灯油・ガス等のエネルギー源などについては、大規模災害が発生しても円滑に調達できるよう、平常時において市指定販売業者と協議を行うなどにより、品目、供給量、在庫量、入手方法等を明確にする。

#### (2) 公共給食施設

備蓄が困難である米飯等の食料については、大規模災害が発生しても円滑に米飯及び副食の供給が実施できるよう、平常時において「公共給食施設調理能力一覧表(教育委員会)」…(資料7)の施設と調整を図る。

### 3 個人等備蓄

市民は、日常から非常持出品を整理準備し、災害により緊急な避難を要する事態が発生しても、直ちに円滑な避難が実施できるよう努める。

また、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等の事業者は、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間(概ね3日間)、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備に努める。

#### (1) 備蓄の啓発

防災危機管理課は、各家庭や職場において平常時から備蓄を行うよう、次のとおり啓発を実施する。

##### ① 啓発要領

- ア 自主防災会及び自治会等を通じて啓発を実施する。
- イ 事業所等に対して啓発活動を実施する。

##### ② 備蓄品目

- ア 応急食料の主食及び副食とする。
- イ 飲料水及び生活用水とする。
- ウ 生活維持に不可欠な必需品等とする。

(2) 一次持出品

次に掲げる物品等を持ち出す。

- ① 貴重品:現金、通帳類、重要書類、健康保険証、実印等
- ② 携帯ラジオ:情報収集に使用するためのFM・AM用携帯ラジオ及び予備の乾電池等
- ③ 照明器具:懐中電灯及び予備乾電池、ローソク等
- ④ 救急医療品:とげ抜き・絆創膏・ガーゼ・包帯・三角巾等の応急処置品及び鎮痛剤・解熱剤・目薬等の医薬品のほか、持病のある人の常備薬等
- ⑤ 非常食品等:乾パン・缶詰・ミネラルウォーター等の非常食品及び缶切り・栓抜き・紙皿・紙コップ・ナイフ等の用品
- ⑥ 衣類等:下着・靴下・タオル等
- ⑦ その他:マッチ・ライターの火源、粉ミルク及び哺乳ビン、紙オムツ、ビニールシートのほかヘルメット(避難時には着帽)

※ 一次持出品は、10～15kg程度の重さを目安とする。

(3) 二次持出品

次に掲げる二次持出品は、公的な支援・援助体制が確立されるまでの自活を維持するためのものであり、1週間分の準備に努めるものとする。

- ① 食品:レトルト御飯・アルファ化米・インスタント食品等の主食、缶詰・梅干し等の副食及びチーズ・チョコレート等のカロリー食品
- ② 飲料水:大人1人当たり1日3リットルを目安とし、ペットボトル等でストックする。
- ③ 生活用水:1人1日当たり7リットル程度を目安とし、浴槽、洗濯機等に貯水しておく。
- ④ 燃料:卓上コンロ及びガスボンベ、固形燃料等
- ⑤ その他:洗面用具、生理用品、ビニール袋等

#### 4 食料供給計画

大規模災害により、食料の供給や食料販売機構が麻痺し、自宅において炊飯等ができない被災者及び応急対策等に従事している関係機関に対する炊き出しや必要な食料品の供給について、次のとおり計画する。

(1) 食料供給の必要性の判断

市災害対策本部は、被災者及び応急対策等従事者に対する、食料供給の必要性について次の内容を把握し判断する。

- ① 避難者の状況を把握する。
- ② 医療機関及び社会福祉施設等の状況を把握する。
- ③ 応急対策等従事者の状況を把握する。
- ④ 炊事に必要な光熱水(電気、ガス、水道等)の状況を把握する。

(2) 本市における食料供給が困難な場合の対応

- ① 本市において大規模災害が発生し、災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引き渡しが必要と判断された場合は、県に対し、災害救助用米穀の要請を行う。

大分県(農林水産部水田畑地化・集落営農課集落営農班)

TEL 097-506-3596

FAX 097-506-1759

要請方法:「災害救助米穀の引渡要請書」に基づく情報を電話連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。

- ② 県と連絡が取れない場合は、直接、農産局に要請を行う。

なお、直接要請を行った場合は、県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

国(農林水産省農産局農産政策部貿易業務課米穀業務班)

TEL 03-6744-1354

FAX 03-6744-1391

要請方法:「災害救助米穀の引渡要請書」に基づく情報を電話連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。

- ③ 県と連絡が取れない場合は前②の要領で直接、農産局に要請を行うが、地方農政局を経由してもよい。

なお、直接要請を行った場合は、県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

地方農政局(九州農政局生産部業務管理課)

TEL 096-300-6234

FAX 096-211-9780

要請方法:「災害救助米穀の引渡要請書」に基づく情報を電話連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。

- (3) 要配慮者に対する食料供給の配慮

要配慮者に対しては、次のとおり食料の供給を配慮する。

- ① 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対する食料の供給。
- ② 医療機関の入院患者及び社会福祉施設等の入所者に対する食料の供給。



## 第9節 要配慮者等の安全確保

過去に発生した大規模災害の事例では、高齢者・乳幼児・傷病者・障がい者・観光客及び旅行者・外国人など災害への対応能力が弱い要配慮者に、多くの人的被害が発生している。

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要なく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

このため、要配慮者の体制を整備し、安全確保及び防災活動の支援を行うため、次のとおり計画を定める。

要 配 慮 者	災害発生時の避難行動に支援を要する人
	(例) 四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人 状況の把握が困難な人(知的障がい者、精神障がい者、認知症の人) 要介護の高齢者 日本語の理解が不十分な外国人
	上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人
	(例) 人工透析を行っている人 インスリンの自己注射をしている人 特殊な薬剤(治療)を必要とする人(精神疾患患者、難病患者等) 集団生活や環境の変化になじみにくい人(発達障がい児・者等) 妊産婦や乳幼児

### 1 基本的な考え方

災害時に要配慮者の安全を確保するためには、情報の収集や迅速な避難行動が必要となるが、個々の状況に応じた安全対策や日頃からの支援体制づくりが重要であるため、皆で支えあう支援策を推進することを基本とする。

### 2 避難行動要支援者の安全対策

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時の避難において支援を必要とする方を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村に義務付けられたことにより、本市においても避難行動要支援者名簿を作成し、災害時には避難所等へ名簿の提供ができるようになった。

さらに令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となり、5年以内の作成が必要となった。

本市としても、名簿をあらかじめ地域の関係者へ提供しておくことで、対象者の把握や個別避難計画の作成を進め、災害時に地域において実効性のある避難支援が行われることを目的として、取り組みを進めていくものとする。

#### (1) 避難行動要支援者名簿

本市に居住する避難行動要支援者の名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の具体的な支援策等詳細については、別に定める事業全体計画及びマニュアルに記載するものとする。

#### ① 対象者は、次のうち、避難行動に支援を要する者とする。

ア 障がい者(身体障害者手帳1・2級(心臓、じん臓機能障害のみ該当者除く)、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、障害支援区分4～6)

イ 要介護者(要介護度3～5)

ウ 自治委員等、その他関係者からの申し出者

エ 名簿記載を希望した者

- ② 総括班と救護支援班は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。  
また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報の提供を求める。
- ③ 新たに転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障がい認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に登録された者に対して、平常時から消防機関、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、福祉事業者、自主防災組織等(以下「避難支援等関係者」という。)に対して名簿情報を提供することについて説明を行う。
- ④ 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿を適宜変更するとともに庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。  
また、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の変更を周知するものとする。
- ⑤ 避難支援等関係者に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。
- ⑥ 総括班と救護支援班は、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供する際は、情報の漏えい防止等必要な措置を講じるものとする。
- ⑦ 災害発生時には、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うものとする。
- (2) 個別避難計画  
災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、福祉専門職や市民活動団体の協力のもと、地域住民とともに、個別に避難行動要支援者等と具体的な避難支援等の方法について調整会議を行い、個別避難計画を作成するものとする。  
作成にあたっては、避難行動要支援者本人に同意の確認を行う。  
作成した個別避難計画情報を平常時から避難支援等関係者に対して提供することについて、避難行動要支援者本人及び支援者に説明を行う。
- ① 個別避難計画の作成  
総括班と救護支援班は、具体的な支援方法を計画し、検証・改善するものとする。  
ア 災害発生時に避難支援を行う者  
イ 避難支援を行う場合の留意点  
ウ 避難支援の方法や避難場所、避難経路  
エ 本人が不在で連絡が取れない時の対応
- ② 総括班と救護支援班は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、個別避難計画を作成するものとする。
- ③ 転入や認定等で新規に避難行動要支援者名簿に登録された者で個別避難計画の作成に同意を得たものに対しては、平常時から避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を提供することについて説明を行う。
- ④ 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、個別避難計画を適宜変更するとともに庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。  
また、該当者の個別避難計画情報の提供を受けている避難支援等関係者に対

して、個別避難計画情報の変更を周知するものとする。

- ⑤ 避難支援等関係者に対し、あらかじめ個別避難計画情報を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。
- ⑥ 総括班と救護支援班は、個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供する際は、情報の漏えい防止等必要な措置を講じるものとする。
- ⑦ 災害発生時には、個別避難計画情報を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うものとする。
- ⑧ 個別避難計画の作成の進め方

ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、優先的に作成するものとする。

### (3) 避難誘導體制の整備

総括班は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、総括班は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

### (4) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者による避難行動要支援者への避難支援については、地域活動として可能な範囲で行うもので法的な責任や義務を負うものではない。

そのため、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を十分に確保した上で、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することが望ましい。

その上で、避難行動要支援者には、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうことが大事である。

### (5) 条例による特別措置

別府市個人情報保護施行条例第8条第2項の規定に伴い、別府市個人情報保護審査会を開催し、避難行動要支援者本人の同意がなくても平常時から避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿に記載した情報(以下「名簿情報」という。)について、提供できることとなった。

同条例で示す、名簿情報とは、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を示すものとする。

### (6) インクルーシブ防災事業との連携

本市では、2016年に開始した「別府市インクルーシブ防災」の主たる活動として、災害時の支援優先度が高い障がい者等に対し、福祉専門職が避難行動から避難生活までを範囲とした個別計画を作成する、通称「別府モデル」と呼ばれる事業に取り組んできた。

今後は、個別避難計画が作成された避難行動要支援者のうち、特に支援優先度が高い者に対して「災害時ケアプラン」を作成していくものとする。

## 3 福祉避難所の指定

避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

また、福祉避難所の指定にあたっては、公共施設、社会福祉施設や特別支援学校、旅館、ホテル等とも協定を結び、多様な避難所を提供できるよう努める。

さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設ワークブック

設置マニュアル」を活用した市職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会の実施に努める。

(1) 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

(2) 福祉避難所の入所対象者の把握

別府市避難行動要支援者事業や市民福祉部局の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

(3) 福祉避難所として利用可能な施設の把握

現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設等だけでなく、一般の収容避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、設備を整備することにより災害発生時に福祉避難所として利用可能となるよう努める。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の収容避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

(4) 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

(5) 福祉避難所の受入対象者の公示

市は、福祉避難所を一般の収容避難所と分けて指定・公示し、またその際、受入対象者を特定・公示するよう努める。

(6) 指定福祉避難所への直接の避難の検討

市は、個別避難計画作成プロセスを通じて、一般の収容避難所福祉スペースへの一時的な避難が困難と判断された避難行動要支援者について、指定福祉避難所への直接の避難を検討し、調整を行う。

#### 4 病院・老人ホーム等に対する要配慮者対策

病院・老人ホーム等については、次による防災対策を推進するよう努める。

(1) 組織体制

① 病院及び老人ホーム等の管理者は、大規模災害の発生に備えて予め防災体制を確立し、職員等の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制の整備を図る。

② 病院及び老人ホーム等の管理者は、職員等に対する防災教育及び防災訓練を定期的実施し、消防機関等への緊急通報及び入院・入所者等への安全確実な避難誘導体制に配慮した防災体制を整備する。

特に、防災対応が手薄となる夜間体制には、十分な配慮をする。

③ 病院及び老人ホーム等の管理者は、次のことに留意し入院・入所者の把握に努める。

ア 病院には、手術後の患者及び負傷等により自力避難が全くできない入院患者が多いので、担架搬送しなければならない患者及び介添えを要する患者を常時把握する体制を図り、災害時における各々の入院患者に対する救出及び避難誘導の担当を定める体制を整備する。

イ 老人ホーム等には多くの高齢者が入所しており、特に、特別養護老人ホームには寝たきりなどにより自力避難が全くできない高齢者が多いので、担架搬送及び介添えを要する高齢者を常時把握する体制を図り、災害時における高齢者の防災安全を確立する。

(2) 病院・老人ホーム等における防災ネットワークの整備

病院・老人ホーム等では、日常の看護及び介護を実施する要員を確保しているが、要員が不足する災害時における患者及び入所者の防災対応として、次のとおりネットワークの整備を図る。

① ネットワークの範囲

別府市内の17地区の各々を単位として、各施設は、地区内を担当する防災機関等とネットワークを提携し、災害時における応援協力が得られる体制を図るよう努める。

② ネットワークの協力機関等

- ア 自主防災会
- イ 別府市消防団
- ウ 別府警察署

(3) 応援協力の要請

災害時において、消防等の防災機関が現場到着するまでに、入院患者又は入所者を安全かつ迅速に避難させなければならない状況が発生した場合は、事前に提携した連絡要領により応援協力を要請できるよう推進を図る。

(4) 応援協力の要請内容

要請された関係機関等は、次の活動内容を実施する。

- ① 担架等による搬送救出活動を実施する。
- ② 初期消火及び救助活動等を実施する。
- ③ 防災関係機関等への通報連絡を実施する。
- ④ 避難所等への避難誘導を実施する。
- ⑤ 被災施設周辺の警戒及び交通安全活動を実施する。

(5) 防災基盤の整備

病院・老人ホーム等は、建物の立地条件等に差異があるとともに、入院・入所者の災害対応能力が乏しいことから、各施設に適する避難地(所)及び避難路等を考察した防災基盤の整備を計画的に促進する。

(6) 避難確保計画の作成

津波災害の影響が懸念され地域防災計画で定める病院・老人ホーム等要配慮者利用施設の管理者は、当該施設における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため避難確保計画の作成を行う。

## 5 保育所・認定こども園・幼稚園・特別支援学校及び小・中学校の安全対策

災害発生時における在園・在校中の園児・児童・生徒等の安全対策は、次のとおりとする。

(1) 組織体制

- ① 保育所・認定こども園・幼稚園・特別支援学校の園児等は、災害時における避難に対する自力判断及び自力避難が困難なため、完全密着誘導の実施が不可欠であり多くの要員で対応しなければならず、このため、事前の動員計画及び緊急連絡体制を図る。
- ② 小・中学校の児童・生徒が在校中においては、集団避難を実施するため、事前の避難計画及び緊急連絡体制を図る。

(2) 安全対策

教育長は、園児・児童・生徒が在校(園)中のみならず、家庭に居る場合においても安全対策を講じなければならず、このため、次のとおり安全対策の整備を推進する。

① 在校(園)中の安全対策

教育長は、「避難指示等」の発令を受信又は自らそれを知り得た場合において、時機を失せず各学校(園)長に対し授業中止を命じ、安全な避難誘導により確実に家族等へ引き渡すなどの安全対策の確立を図る。

② 在宅中の安全対策

教育長は、休日等に「避難指示等」の発令を受信又はそれを知り得た場合において、時機を失せず各学校長等に対し直ちに休校(園)を命ずるものとし、学校(園)長が自ら避難措置の発令を確認した場合は、教育長の指示を待たずに休校(園)の措置を行うなど、安全対策の確立を図る。

また、園児・児童・生徒等が自ら避難措置の発令を確認した場合は、登校(園)を要せず保護者との避難行動を徹底するなどの事前計画により、防災安全を確立する。

## 6 外国人の安全対策

本市に居住する外国人・外国人留学生及び本市に滞在する外国人に対する防災安全対策は、次のとおりとする。

(1) 組織体制

① 本市は、自主防災会等により地域内に居住する外国人に対しての、迅速・的確な救助救出活動及び避難誘導の実施について体制の整備を図り、防災安全を確保する。

② 本市は、多くの留学生が在学している立命館アジア太平洋大学(APU)・別府大学・別府溝部学園等の防災安全を確立するため、災害情報等の緊急連絡体制を整備する。

なお、各大学の外国人留学生で、学校施設としての寮以外に在留している場合は、前記の①に準じて防災安全を確保する。

(2) 防災基盤の整備

地理不案内の外国人が理解し易い避難所及び避難経路の標識として、日本語に外国語を併記したものを適所に設置するとともに、災害時には、やさしい日本語及び外国語による広報が実施できるよう、各国の外国人に配慮した情報伝達要領の整備に努める。

(3) 防災知識の普及

① 大規模災害発生時における防災安全を図るため、地域内に居住する外国人及び外国人留学生等に対し、防災に関する知識等を英語で記載した外国人対象の防災パンフレットや、防災に関するビデオ等を作成し防災知識の普及に努める。

② 地域等で行われる防災訓練への参加を促し、日本の防災訓練を経験し、災害発生時の対応を学べる体制の整備に努める。

(4) 多言語等による支援

大規模災害時において、本市に居住する外国人・外国人留学生及び本市に滞在する外国人に対し、多言語による正確な災害情報発信等を行うため、災害時多言語支援センターを設置し、情報支援等の体制を確立する。

また、平時から市が発信する災害情報等をSNS等を活用し、英語、中国語、韓国語で配信する。

## 7 観光客・旅行者の安全対策

本市を訪れた観光客、旅行者等が、大規模災害に遭遇した場合の防災安全対策を整備する。

(1) 組織体制

① 観光・産業対策部は総括班と連携し、地域住民の協力体制を確立し、災害発生時における救助救出活動及び避難誘導の実施により、観光客・旅行者等の防災安全を図る体制を整備する。

② 旅館ホテル等の宿泊施設管理者は、消防計画に基づく自衛消防隊の編成による避難誘導体制を確立し、宿泊客の防災安全体制を図る。

③ 旅館ホテル等の宿泊施設管理者は、宿泊客の防災安全のみならず、被災した地

域住民に対する救援活動の拠点及び被災者の収容受入・協力体制の整備にも努める。

(2) 防災基盤の整備

- ① 避難所及び避難経路の標識は、地理不案内の観光客・旅行者等が容易に認識できるものを表示し、迅速・確実な避難行動が実施できるよう安全の確保に努める。
- ② 旅館ホテル等の宿泊施設管理者は、「別府市宿泊施設災害時相互援助協定」に基づき、被災した宿泊客を受入れる準備と体制の確立に努める。

8 帰宅困難者の安全対策

大規模な災害が発生した場合、自力で自宅に帰ることができない人々(以下「帰宅困難者」という。)の安全対策は、次のとおりとする。

(1) 組織体制

観光・産業対策部は総括班と連携し、交通機能の停止等により帰宅困難者が発生した場合の収容受入・協力体制について、公共的施設を宿泊所として提供できるよう整備に努める。

なお、宿泊所の確保にあたっては、多様な性によるニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

(2) 防災基盤の整備

- ① 旅館ホテル等の宿泊施設管理者は、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、帰宅困難者を受入れる準備と体制の確立に努める。
- ② 給油取扱所等の施設管理者は、「大規模災害時における支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者を受入れる準備と体制の確立に努める。

## 第10節 応援協定の推進

大規模災害の発生時は、同時期において広範囲に災害が及び、人的及び物的に大きな被害を発生させるため、本市単独での防災対応に困難が生じることとなる。

このため、自治体相互、事業所・団体等と応援協力内容及び応援協力方法などの協定を事前に締結し、応援要請又は自発的な協力活動等により、本市の総合防災体制の確立を図る。

また、協定等が既に締結されているものにあつては、応援協力の充実促進を図る。

資料編	協定等名称(協定締結先)	締結年月日
協定 1	別府市における大規模な災害時の応援に関する協定 (国土交通省九州地方整備局)	平成 23 年 7 月 22 日
協定 2	大分県及び市町村相互間の災害時応援協定 (大分県及び大分県内市町村)	平成 10 年 5 月 18 日
協定 3	大分県常備消防相互応援協定 (県下 12 市及び 2 消防組合)	平成 24 年 3 月 30 日
協定 4	大分県消防団相互応援協定 (大分県内市町村)	平成 25 年 3 月 31 日
協定 5	大分県防災ヘリコプター応援協定 (大分県及び県下 4 市・9 消防組合)	平成 9 年 5 月 30 日
協定 6	地震等災害時の相互応援に関する協定 (国際特別都市建設連盟)	平成 29 年 10 月 19 日
協定 7	災害時における相互応援細目協定 (滋賀県草津市)	平成 9 年 2 月 14 日
協定 8	災害時における救急医療活動についての協定 (別府市医師会)	平成 12 年 4 月 1 日
協定 9	災害時における医薬品等の調達に関する協定 (大分県医薬品卸業協会)	平成 31 年 4 月 1 日
協定 10	災害時における医療機器等の調達に関する協定 (大分県医療機器協会)	令和3年 11 月 1 日
協定 11	別府市宿泊施設災害時相互援助協定 (各旅館組合)	平成 10 年 4 月 13 日
協定 12	大規模災害時における支援協力に関する協定 (別府市危険物安全協会)	平成 26 年 7 月 23 日
協定 13	災害時における応急復旧工事等についての協定 (別府市管工事協同組合)	平成 29 年 5 月 1 日
協定 14	日本水道協会大分県支部水道災害応援要綱 (日本水道協会大分県支部)	平成 8 年 4 月 19 日
協定 15	水道における給水異常や災害発生時の給水支援等に関する協定(大分県薬剤師会)	平成 24 年 4 月 2 日
協定 16	メッセージボード搭載型自動販売機を活用した情報提供に関する協定(南九州コカ・コーラボトリング株式会社等)	平成20年 6 月 19 日
協定 17	災害時における飲料水の供給及び災害対応型自動販売機設置に関する協定(コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社)	令和元年 9 月 10 日
協定 18	災害時における電力復旧に関する覚書 (九州電力送配電株式会社 別府配電事業所)	令和5年 9 月 4 日



地震・津波対策編 第2章 災害予防対策  
第10節 応援協定の推進

資料編	協定等名称(協定締結先)	締結年月日
協定 19	大規模災害時における応急措置の作業についての協定 (大分県建設業協会 別府支部)	平成 20 年 7 月 30 日
協定 20	災害時における別府市と別府市内郵便局の相互協力に関する覚書(別府市内郵便局)	平成 16 年 11 月 1 日
協定 21	災害情報通信の協力に関する協定 (別府市タクシー協会)	平成 18 年 10 月 17 日
協定 22	災害情報通信の協力に関する協定 (別府個人タクシー協同組合)	平成 18 年 11 月 8 日
協定 23	災害時の応急措置に関する協定 (大分県電気工事業工業組合別府支部)	平成 22 年 8 月 6 日
協定 24	大規模災害時における応急処置に関する協定 (別府市緑化協会)	平成 25 年 5 月 29 日
協定 25	災害時における災害救助犬の出動に関する協定 (九州救助犬協会)	平成 26 年 1 月 10 日
協定 26	別府市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定 (別府市社会福祉協議会)	平成 26 年 1 月 17 日
協定 27	大規模災害時における応急生活物資供給等に関する協定 (生活協同組合コープおおいた)	平成 26 年 2 月 19 日
協定 28	災害時における宿泊施設の提供に関する協定 (別府市旅館ホテル組合連合会)	令和元年 7 月 8 日
協定 29	災害時におけるLPガスの供給支援等に関する協定 (別府地区LPガス協議会)	平成 26 年 5 月 19 日
協定 30	大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定書に関する実施 細目(大分県産業廃棄物協会)	平成 26 年 8 月 18 日
協定 31	災害時における地図製品等の供給等に関する協定 (株式会社ゼンリン)	平成 26 年 9 月 24 日
協定 32	避難所施設利用に関する協定 (学校法人別府大学)	平成 26 年 11 月 10 日
協定 33	災害時における要支援者の緊急受け入れに関する協定 (大分県南石垣支援学校他32施設)	
協定 34	施設利用に関する協定 (大分県立別府鶴見丘高等学校)	平成 28 年 3 月 4 日
協定 35	災害時における食料等物資の供給に関する協定 (大塚ウエルネスベンディング株式会社)	平成 28 年 6 月 1 日
協定 36	別府市・日本下水道事業団災害支援協定 (日本下水道事業団)	平成 31 年 4 月 1 日
協定 37	別府市災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定 (別府市国際交流推進協議会)	平成 28 年 11 月 14 日
協定 38	特設公衆電話の設置・利用に関する協定 (西日本電信電話株式会社)	平成 29 年 3 月 1 日
協定 39	災害時における物資供給に関する協定 (ナフコ別府店)	平成 29 年 12 月 1 日
協定 40	災害時における物資供給に関する協定 (ナフコ別府鶴見店)	平成 29 年 12 月 1 日
協定 41	災害時における石油類燃料の供給等の協力に関する協定 (大分県石油商業組合別府支部)	平成 30 年 2 月 5 日

資料編	協定等名称(協定締結先)	締結年月日
協定 42	災害時における復旧支援協力に関する協定 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会)	平成 30 年 4 月 17 日
協定 43	旧別府羽室台高等学校の避難施設としての利用に関する協定(大分県)	平成 30 年 4 月 25 日
協定 44	県有財産使用貸借契約書 (大分県)	令和 2 年 3 月 18 日
協定 45	災害支援等に関する協定書 (大分県土地改良事業団体連合会)	令和元年 9 月 26 日
協定 46	災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)	令和元年 12 月 23 日
協定 47	災害時における車両等の移動等の協力に関する協定 (大分県レッカー事業協力会)	令和 2 年 2 月 2 日
協定 48	避難所施設利用に関する協定 (立命館アジア太平洋大学)	令和 2 年 6 月 1 日
協定 49	備蓄倉庫設置に関する協定 (立命館アジア太平洋大学)	令和 2 年 6 月 1 日
協定 50	災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定 (大分交通株式会社、立命館アジア太平洋大学)	令和 2 年 6 月 1 日
協定 51	避難所用簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定 (NPO ボランティア・アーキテクト・ネットワーク)	令和 2 年 7 月 6 日
協定 52	災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定 (株)トキハ・コカコーラ ボトラーズジャパン(株))	令和 3 年 3 月 15 日
協定 53	災害時における支援協力に関する協定 (株)JIW、NTT西日本(株))	令和 3 年 3 月 15 日
協定 54	備蓄倉庫設置に関する協定 (学校法人 別府大学)	令和 3 年 5 月 11 日
協定 55	誰もが安全安心なまちづくり推進に向けた連携についての協定 (株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)	令和 3 年 8 月 3 日
協定 56	災害時における情報収集への協力に関する協定 (OITA DRONE STATION)	令和 3 年 9 月 22 日
協定 57	災害時における施設等の提供協力に関する協定 (大分みらい信用金庫)	令和 5 年 3 月 28 日
協定 58	災害時における電気の保安に関する協定書 (九州電気保安協会大分支部)	令和 5 年 6 月 12 日

## 第11節 防災訓練

迅速・的確・円滑に対応できる防災体制を確立するためには、防災訓練を体験することが重要であり、このため、平常時において、あらゆる災害を想定した防災訓練の実施に努める。

### 1 訓練想定の基本

防災訓練については、原則として「第4章・第1節・地震・津波想定」に記載の地震・津波を想定して実施する。

### 2 活動訓練(実践訓練)の種類

活動訓練参加者は、訓練行動を通して個々の任務を身体で確認するよう努める。

#### (1) 部分訓練

- ① 避難訓練
- ② 非常参集訓練
- ③ 情報収集伝達訓練
- ④ 救助・救出訓練(消防対策部)
- ⑤ 応急救急・救護処置訓練(消防対策部・市民福祉対策部・いきいき健幸対策部)
- ⑥ 水防訓練(建設対策部)
- ⑦ 応急給水訓練及び給食活動訓練(上下水道対策部・市民福祉対策部)
- ⑧ 消防訓練(消防対策部)

#### (2) 総合防災訓練

- ① 現地災害対策本部の設営訓練
- ② 自主防災会の訓練参加
- ③ 防災関係機関及び生活関連機関の訓練参加  
防災関係機関及び生活関連機関は、各々が所掌する事務及び業務に関連した防災訓練を実施する。  
自衛隊 別府警察署 大分県防災航空隊 大分海上保安部  
電力会社 NTT ガス会社及びLPガス協会 交通機関等
- ④ 総合防災訓練に関する広報

### 3 図上訓練

図上訓練は、広範囲で多角的な計画の設定と訓練規模等の自由な操作が可能であり、災害の事態が多様に進展する極限状況想定し、初動体制確立、指揮命令系統確立、防災関係機関との連携のほか、訓練参加者の臨機応変かつ的確な判断力と行動力の養成に努める。

また、訓練参加者は、地域防災計画及び災害対策初動マニュアル等の習熟と検証を行うよう努める。

#### (1) 災害対策本部の設営訓練

市災害対策本部の総括班は、迅速かつ効率的に災害対策本部を設営する。

#### (2) 情報収集伝達訓練

市災害対策本部に、防災専用内線電話及び地域防災無線を配備し、情報の収集及び災害対策本部と各対策部等との指示命令系統を確立する。

#### (3) 災害情報処理訓練

市災害対策本部の総括班および市長公室対策部情報班は、受理された多くの想定災害情報を、迅速・的確に、「軽微な事項」と「重要な事項」に判定し処理する。

#### (4) 本部会議訓練

本部会議は、災害対策本部長・副本部長及び各対策部長で構成し、受理された災害情報のうち「重要な事項」について指示事項等を協議決定するとともに、現地情

報等と併せて考察し適切な指示命令が迅速・的確に実施できるよう努める。

(5) 防災関係機関との連携訓練

市災害対策本部は、災害規模及び災害状況に応じた支援要請が防災関係諸機関と円滑に実施できるよう、訓練時において連絡要領等の確認に努める。

**4 住民等の防災訓練**

市及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域の住民に対して、平時から指定緊急避難場所、避難路等を周知するとともに、地域住民による自主防災会等の組織化、活性化を図る。

**5 教育施設での防災訓練**

市は、学校等の教育施設において、児童・生徒等に対して津波に対する避難方法等を教えるとともに、自主的な避難が行えるよう指導する。また、野外活動における津波対応について、引率者となる教職員等にその方法を周知する。

**6 要配慮者及び医療施設での安全確保**

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保のため、防災関係機関、地域住民及び自主防災会等の協力を得て避難訓練を行う。

医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練を行うことが必要である。

## 第12節 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限にとどめるため、市民及び各組織等を対象にあらゆる機会を活用して、各種災害に関する知識・技術の習得と防災意識の高揚を図るため、次のとおり啓発指導に努める。

### 1 市民に対する防災知識の啓発

地域住民に対する防災知識の普及啓発は、災害発生時の防災対応など実践的な内容を重点として実施することを基本とする。

このため、地域防災の中心となる自主防災会の育成強化を図るとともに、市報及びパンフレット等を活用し、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に対する正しい知識と防災対応について、次の内容を啓発する。

#### (1) 市民に対する普及啓発要領

- ① 講習会、研修会等による防災知識の普及啓発
- ② 防災に関する図画・ポスター等の作品募集及び展覧会の開催による普及啓発
- ③ 市報、ホームページ、パンフレット等による防災知識の普及啓発
- ④ ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通しての普及啓発
- ⑤ 防災映画・スライド等による普及啓発
- ⑥ 広報車等での広報宣伝による普及啓発
- ⑦ 生涯教育の一環としての啓発

教育委員会が所管する各種の講座学級、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会・集会の開催時に、地域防災に関する知識の普及啓発を図り、社会の一員として各々の立場における地域防災に努める意識を高める。

#### (2) 市民に対する普及啓発内容

- ① 南海トラフや日向灘を震源とする地震に関する知識の普及、当該地震に伴い発生すると予測される、地震動及び津波に関する知識。
- ② 防災関係機関などが実施する災害応急対策等の周知
- ③ 正確な災害情報の入手方法
  - ア 防災関係機関等(防災アプリ、公式SNS等を含む)からの災害情報入手
  - イ 報道関係機関(テレビ、ラジオ、新聞等)からの災害情報入手
- ④ 地震発生時の初期行動指針及び応急対策の知識の周知
  - ア 火災予防及び初期消火要領等に関する知識
  - イ 近隣相互の救助活動要領に関する知識
  - ウ 自動車運行の自粛に関する知識
  - エ 警報等発表時や避難指示(緊急)、避難勧告の発令時にとるべき行動、指定避難所での行動に関する知識
- ⑤ 地震・津波の災害発生予想地域等の周知
  - ア 津波被害が波及すると予測される危険地域の周知
  - イ 崖崩れ・地すべり・土石流・急傾斜地崩壊等の危険地域の周知
- ⑥ 避難所(地)及び避難路等の避難対策に関する知識の周知
  - ア 市内の収容及び一時避難所の周知
  - イ 各家庭から避難所までの安全な避難経路の周知
  - ウ 津波避難ビルの周知
- ⑦ 災害の対応準備の周知
  - ア 室内の家具等に対する、固定・滑り止め等及びガラスの飛散防止、塀等の倒壊防止に関する知識
  - イ 食料、医薬品、用品等の生活必需品に関する個人備蓄の重要性の周知
  - ウ 非常持出品の準備の周知
  - エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

の周知

オ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

⑧ その他、防災に関する知識の周知

(3) 家庭における防災啓発

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 各種団体等を活用しての啓発

各種団体・組織に対して、地震災害に関する知識等について研修会・講習会を開催し、資料の提供を行うなどにより、防災の意識高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発に努める。

## 2 要配慮者への啓発

過去の災害事例では、高齢者等の要配慮者に多くの犠牲者が発生していることから、家庭、地域及び施設に対する要配慮者への防災対応を啓発するよう次のとおり努める。

(1) 家庭における要配慮者への啓発

家庭に在宅している高齢者、障がい者及び病人等に対しては、家庭内で一番安全な場所の確保と避難要領を確立するとともに、自力避難が困難な人の搬出方法等について、定期的に家族会議を行うなどにより防災知識の高揚に努める。

(2) 地域における要配慮者への啓発

地域の防災活動は、自主防災会が中心となり実施することとなるが、平常時から在宅している要配慮者の把握に努めるとともに、定期的開催されている地域の会合等を捉えて、救出救護方法及び避難誘導方法を検討することにより、地域で取組む要配慮者の対応などについて日頃から確認し、防災知識の高揚に努める。

特に、地域の実情に詳しい民生委員・児童委員には、自主防災会が行う防災訓練等に企画段階から参加してもらい、その充実を図るとともに、自主防災会と要配慮者との架け橋となって、発災時に誰がどのような支援を要するのかといった情報のとりまとめなどの協力を依頼する。

(3) 入所(入院)施設における要配慮者への啓発

要配慮者が入所(入院)している施設では、施設内で定期的な防災会議を開き、入所者等への防災安全確保について検討することにより、防災意識の高揚に努める。

なお、災害発生に伴う避難時において、要配慮者自身に対して施設防災担当者等の指示に従うよう指導を行い、事前の徹底を図る。

## 3 各施設への啓発

旅館ホテル、病院、社会福祉施設、百貨店等の各施設は地域活動の一員として、施設関係者等に対する防災知識の普及に努める。

(1) 旅館ホテル、病院、社会福祉施設、百貨店等の各施設は、消防法施行令第3条の2第2項に基づき定期的実施する避難訓練等により、体験を通して防災知識の習得に努める。

(2) 旅館ホテル、病院、社会福祉施設等の各施設は、地域で実施される町内会合等へ積極的に出席して、各施設と地域の災害時相互支援協力体制の確立を協議し、地域からの支援協力が円滑に要請できるよう連携体制を図ることにより防災意識の高

揚に努める。

#### 4 市職員への普及啓発

市職員は、地域住民の信頼から防災活動について、中心的な任務を率先して行わなければならない。このため、平常時においても市職員として必要な防災知識を習得するため、積極的に防災研修会及び講習会等へ参加するとともに、防災資料等による研鑽に努める。

- (1) 風水害・火山災害・地震・津波災害等の大規模災害についての、防災対策に関する基礎知識を習得する。
- (2) 別府市地域防災計画の「風水害・火山等対策編」及び「地震・津波対策編」を熟知する。
- (3) 「災害対策初動マニュアル」等により、大規模災害発生時における職員の防災活動要領を習得する。
- (4) 「災害対策初動マニュアル(対策本部初動対応要員名簿)」による大規模災害時における職員の動員体制と任務分担を確認する。  
なお、「要員名簿」については、毎年度、見直し改訂を行い、職員に対し周知徹底を図る。
- (5) 家庭における職員は、我が家の防災対策についての取組み要領を研修するとともに、地域の自主防災会に対する育成強化対策の認識を深め、積極的に参画するよう努める。
- (6) 大規模災害の教訓から、防災対応等で困難が生じた課題及びその他の事項について、職員の各々は、各対策部・班での任務を再確認する。

#### 5 学校等における防災教育

- (1) 各発達段階等における防災教育  
各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。
  - ① 幼児  
日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの人に伝えることができるようにする。
  - ② 小学生
    - ア 低学年  
安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。
    - イ 中学年  
災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。
    - ウ 高学年  
中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。
  - ③ 中学生  
小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に

対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動(例:避難所運営の手伝い)等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

④ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動(例:避難所運営)等に積極的に参加できるようにする。

⑤ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(2) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

- ① 別府市における地震・津波の歴史
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- ⑤ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑥ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ⑦ 災害時における心のケア

(3) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において年間を通じて指導すべき内容について整理した「学校安全計画(生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの)」を作成し、安全教育と安全管理を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(4) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における緊急的な避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから市防災危機管理課、消防本部、自主防災会などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(5) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をするとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。



管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員(防災教育コーディネーター)に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ地震・津波に対応したマニュアルの整備等を通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

## 第13節 通信機器等の活用

大規模災害の発災時において、迅速・確実に地域住民から市災害対策本部又は他の防災関係機関へ災害通報を行う手段、及び防災関係機関等が相互に行う連絡通報の手段として、次のとおり通信機器等の活用を定める。

### 1 別府市防災行政無線の活用

平成23年4月から運用を開始したMCA方式(複数の通信チャンネルを多数の利用者が共同することで、いつでも混信なく通信できるシステム)の別府市防災行政無線は、大規模災害の発生により有線電話(NTT)等が途絶した場合において、災害情報の収集伝達等を迅速・円滑に実施するため、次の取扱い要領等により活用する。

#### (1) 防災行政無線の機器別活用

庁舎内・外、車両及び防災関係機関等に応じ、各機器を次のとおり配置し活用する。(資料2…防災無線呼出番号一覧表参照)

##### ① 半固定型無線機

市の各出張所及び出先機関、地区公民館及び各小・中学校や防災・生活関連機関に配置し、情報の伝達収集を実施するとともに、地域住民の災害通報等に活用する。

##### ② 車載型無線機・可搬型無線機

車載型無線機・可搬型無線機は半固定型と同型であり、車載型無線機は消防指揮車や市公用車に積載し、災害現場への指示又は災害現場からの状況報告等の実施に活用する。

なお、可搬型無線機については、災害対策本部の総括班が管理することとし、災害対策本部の設営時に設置し、災害現場等との情報収集伝達等に活用する。

##### ③ 携帯型無線機

携帯型無線機はハンディ型のものであり、災害対策本部の総括班が管理することとし、災害発生時における出動隊に携行させ、防災活動時の円滑な連携を図るために活用する。

#### (2) 防災行政無線の活用訓練

災害発生時において、円滑に活用され防災効果の向上が図られるよう、次の要領により定期的な交信試験を実施する。

##### ① 交信試験実施日時等

毎月の各週において、いずれかの月曜日に定期的な交信試験を実施する。

##### ② 交信試験の発信局・受信局

本庁内で遠隔制御器が配置されている各課を発信局とし、市の各出張所及び出先機関、地区公民館、各小・中学校及び防災・生活関連機関を受信局として交信試験を実施する。

##### ③ 交信試験記録

交信試験等の実施により交信要領の向上を図るものとする。また、交信試験等により確認された異常の有無等を総括班へ報告する。

### 2 大分県防災情報システムの活用

防災危機管理課に設置されている大分県防災情報システムを活用し、大規模災害の発生時における円滑な災害情報の収集伝達を実施することにより、被害の軽減に努める。

#### (1) 一斉指令装置

一斉指令装置の活用により、地震情報等を随時に確認することで迅速に防災対策の事前準備体制を確立し、地震の震度速報や津波情報等の確認により、的確な防災体制の確立を図る。

(2) ファックス

電話回線の途絶時においてもファックスによる気象情報及び災害情報等の一斉指令が送信されるので、受信した情報に基づき防災対応に努める。

また、県に対する被害状況等の報告についても活用する。

(3) 地域衛星通信ネットワーク(電話)

衛星波を利用した地域衛星通信ネットワークは、県内及び県外の官公庁及び防災関係機関等にネットワークが確立されているので、大規模災害発生時における相互の連携による情報収集伝達の実施により、円滑な防災対応に努める。

(4) 大分県防災行政無線

地上波を利用した県防災行政無線は、県内の官公庁及び防災関係機関に配置されているため、大規模災害による電話回線の途絶時又は衛星回線の故障時に活用し、情報収集伝達等の交信を実施することにより円滑な防災対応に努める。

**3 災害対策用移動通信機器の活用**

大規模災害の発生で被害が広範囲となり、移動通信機器(簡易無線機、MCA用無線機、衛星携帯電話)を必要とするときは、総務省九州総合通信局に対し災害対策用移動通信機器の貸与を要請する。

※ 九州総合通信局 防災対策推進室

電話 096-326-7334

**4 孤立地区における通信連絡手段の確保**

道路の寸断等により孤立した地区に対しては、移動通信機器を持ち込み通信連絡手段を確保する。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。

## 第14節 交通施設等の防災対策

道路、港湾、鉄道施設等の交通施設は、都市・地域生活の根幹をなすものであり大規模災害により、被害を受け交通施設としての機能が麻痺した状態となれば、都市・地域生活へ与える影響は極めて大きくなると予測されるので、事前対策として被害の軽減を図る諸施策を講じる。

### 1 道路施設の防災対策

道路施設は、災害時における地域住民の避難路になるとともに、消防、救出・救助、救急、医療救護、救援などの災害緊急出動を行う重要な交通路及び輸送路としての役割を果たすものである。

このため、災害に耐え得る計画的な道路補強整備等に努める。

#### (1) 国・大分県・別府市が実施する整備

国、県、市の各々が管理する既存の道路施設に対し、次のとおり災害補強対策を実施する。

##### ① 道路の調査・整備

災害に対する道路機能を確保するため、各々が所管する道路について危険箇所の調査を実施し、歩道の整備及び補修等の対策工事による道路整備を推進する。

##### ② 橋梁の調査・整備

災害に対する橋梁機能を確保するため、各々が所管する橋梁について危険箇所等の点検調査を実施し、調査結果に基づき対策を要する橋梁について、架替、補強、落橋防止対策等の整備を行う。

##### ③ 横断歩道橋の調査・整備

災害に対する横断歩道橋の機能を確保するとともに危険防止対策を図るため、各々が所管する歩道橋の落下又は損壊による交通障害を防止するための点検調査を行い、補強・補修等を実施する対策を講じる。

##### ④ トンネル(隧道)の調査・整備

災害に対するトンネル(隧道)の交通機能を確保するため、各々が所管するトンネル(隧道)の亀裂等の有無について安全点検調査を実施し、崩落防止等として補強対策工事による整備を推進する。

#### (2) NEXCO 西日本が実施する整備

NEXCO 西日本が管理する既存の道路施設に対し、次のとおり災害補強対策を実施する。

##### ① NEXCO 西日本が管理する多くの橋梁について、必要な落橋防止構造を確保する。

また、道路の亀裂及び橋脚や盛土部、土留擁壁の損壊等に備え、必要な予防措置を講じる。

##### ② 災害時において、NEXCO 西日本が管理する既存道路施設で発生した事故車両及び崩落、倒壊、落下などによる残骸等を排除し、緊急車両等の通行を迅速に確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の重機及び道路啓開用の資機材を適切に配置するよう努める。

### 2 鉄道施設の防災対策

鉄道施設は、大規模災害等の発生時における乗客の安全確保を図るとともに、集団避難する被災者及び救援物資等の輸送手段として重要な役割を果たすこととなるため、災害に強い鉄道施設の防災確保に努める。

#### (1) 鉄道施設の防災安全確保

駅舎及びその他の鉄道施設を定期的に点検調査し、あらゆる災害の発生におい

ても、乗客等の防災安全が確保できるよう整備に努める。

(2) 防災関係資機材等の点検整備

防災用資機材等として保有している救援車両及び車両台車緊締用品、照明用具、ジャッキ類等の定期的な点検整備を行い、災害発生時において円滑に活用できるよう努める。

(3) 乗客等に対する防災安全体制の確保

① 駅舎のコンコース及び改札口等で旅客の目につきやすい箇所へ、避難するために必要な情報を掲示するとともに、迅速・適切な放送による情報提供により、旅客等の避難について周知徹底を図る。

② 列車内の乗客については、速やかに不通となった災害状況及び列車の運行状況等について詳細に案内するとともに、災害状況等に応じて迅速・適切な避難誘導に努める。

(4) 防災訓練による安全確保

鉄道施設の単独又は防災関係機関等との合同による防災訓練を適宜実施することにより、災害発生時の防災対応と防災体制を確認し、旅客等の防災安全を確保する。

### 3 港湾・漁港施設の防災対策

港湾・漁港施設は、陸上における避難路が断たれた場合に、避難者及び負傷者の海上輸送と救援物資等の受入を実施する重要な拠点となるため、船舶が接岸する岸壁及びその周辺の耐震化を図り、避難者等の海上輸送及び救援物資等の受入れ機能が発揮できるよう、災害に強い港湾・漁港施設づくりを推進する。

### 4 ヘリコプター離着陸場の防災対策

大規模災害の発生に伴い要請する県防災ヘリコプター、県ドクターヘリ、自衛隊ヘリコプター、海上保安庁ヘリコプター等の離着陸場が、災害時においても円滑に活用できるよう定期的な点検整備を実施する。

また、山間部で特に大規模災害時の孤立が懸念される地域の拠点となり得る離着陸場の整備を推進する。

## 第15節 水道及び公共下水道の防災対策

水道及び公共下水道施設は、都市・地域生活の基幹をなすものであることから、災害発生時に被害を最小限に止めるために予防対策を講ずる。

### 1 水道及び公共下水道施設災害予防事業の基本方針

この施設は、市民の日常生活に不可欠であり、これまで災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行ってきたところであるが、引き続き地震災害に強い水道及び公共下水道施設の整備に努めるため、既設の老朽施設・配水管・管路施設等の点検及び補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電防止対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

### 2 水道及び公共下水道事業設の災害予防事業の実施

#### (1) 水道

水道施設の整備については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針と解説」及び「水道施設耐震工法指針」等により、施設の耐震化を推進する。

特に、水供給機能が麻痺したときの社会的影響の大きさに鑑み、供給システム自体の耐震性の強化や配水池への緊急遮断弁の整備を進め、供給体制の確立を図る。

#### (2) 公共下水道

公共下水道施設の整備については、「下水道施設計画・設計指針と解説」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」等に基づき施設の耐震化を推進するものとする。

また、災害時に被災した施設の早期機能確保及び復旧を目的として、平成27年度に「別府市下水道事業業務継続計画(BCP)」を策定した。

## 第16節 地震・津波災害及び地震・津波防災に関する調査研究等の推進

地震・津波による災害の未然防止と被害の軽減を図り、防災行政が効果的に実現されるよう、防災に関する調査研究等体制の整備を推進する。

### 1 調査研究体制の推進

災害は、地域的な特性により大きな差異が生じているため、このことを勘案し、地震・津波災害及び地震・津波防災の調査研究を推進する。

- (1) 総括班及び防災関係機関は、自然的条件及び社会的条件を総括した広範な分野の複雑多様となる現象について、調査研究を推進する。
- (2) 市域に応じた総合的かつ一体的な防災活動の実践を目的とした調査研究を推進する。
- (3) 総括班及び防災関係機関は、災害現象を科学的に分析検討する調査研究体制の整備に努める。

### 2 防災に関する資料の収集及び分析

次の防災に関する資料を収集し、これを検討分析するとともに、適切な項目に分類整理のうえ、防災システムの構築に資する。

- (1) 防災研究の基礎となる過去の災害記録
- (2) 防災施設等に関する資料
- (3) 国及び県が実施している地震・津波に関する調査・研究の結果資料
- (4) その他、各種災害に関する資料

### 3 調査研究事項

総括班及び防災関係機関は、他都市で発生した過去の大震災を教訓として、次の項目について調査研究を推進し、今後の防災対策に資するものとする。

- (1) 地域防災計画の周知徹底に関すること。
- (2) 被害想定に関すること。
- (3) 地盤構造等の把握に関すること。
- (4) 防災緑地空間・核の整備に関すること。
- (5) 防災生活圏・防災拠点の整備に関すること。
- (6) 都市防災構造化の対策に関すること。
- (7) 災害危険地区の実態把握と対策に関すること。
- (8) ライフライン整備による安全確保に関すること。
- (9) 総合的な情報・通信システムに関すること。
- (10) 災害種別による避難管理に関すること。
- (11) オープンスペースの利用計画に関すること。
- (12) 地盤の液状化対策に関すること。
- (13) 災害発生時の消火活動に関すること。
- (14) 災害発生時の救助救出活動に関すること。
- (15) 災害発生時の救急医療に関すること。
- (16) 要配慮者対策に関すること。
- (17) 食料・生活必需品等の確保に関すること。
- (18) 飲料水及び生活用水の確保に関すること。
- (19) 遺体の安置及び火葬に関すること。
- (20) 防疫に関すること。
- (21) 災害時のトイレ対策及びし尿・汚水処理に関すること。
- (22) 被災者の心のケアに関すること。

- (23) 自主防災組織の育成に関すること。
- (24) 支援救援の受入体制に関すること。
- (25) ボランティア活動の支援に関すること。
- (26) 災害救助法及び激甚災害の指定に関すること。
- (27) リ災証明の発行に関すること。
- (28) 円滑な防災活動に要する様式への記録に関すること。
- (29) 各種データの管理と活用の方策に関すること。
- (30) 市民等への情報伝達に関すること。
- (31) 避難所の環境整備に関すること。

#### 4 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する古文書、自然記録、調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。



## 第17節 別府市水防計画

この計画は、水防法(昭和24年6月法律第193号)第1条に基づき、防災関係機関との密接な連携のもとに洪水・内水・津波又は高潮による水災を警戒防御し、これによる被害を軽減して市民生活の安全を図ることを目的とする。

### 1 水防計画の構成

市水防計画は、次の構成によるものとする。

- (1) 目的
- (2) 水防組織・・・組織図
- (3) 本部の設置と業務分担
  - ① 設置の時期
  - ② 業務分担
- (4) 水防警報
  - ① 水防警報を行う指定河川海岸区域
  - ② 水防警報の種類
  - ③ 水防警報伝達系統・・・水防警報伝達系統図
  - ④ 水防信号・・・大分県水防信号規程
- (5) 重要水防区域等  
水防区域
- (6) 水防活動
- (7) 避難のための立ち退き
- (8) 決壊の通報
- (9) 水防活動の報告
- (10) 本部解散
- (11) 公用負担
- (12) 水防活動に従事する者の安全確保
- (13) 津波における留意事項
- (14) 水防管理団体が行う水防のための活動への協力
- (15) 水防用備蓄資材器具

### 2 水防活動の実施

水防活動は、市水防計画に基づき実施するものとする。

## 第18節 別府市消防計画

この計画は、地域防災計画の一環として、市消防機関における組織及び施設の拡充・強化を図るとともに、平常時並びに非常時における消防の機能を最大限に発揮して、防災の任に万全を期すことを目的とする。

### 1 消防計画の構成

市消防計画は、次の構成によるものとする。

- (1) 組織計画
- (2) 消防力等の整備計画
- (3) 調査計画
- (4) 教育訓練計画
- (5) 災害予防計画
- (6) 警報発令伝達計画
- (7) 情報計画
- (8) 通信計画
- (9) 火災警防計画
- (10) 風水害等警防計画
- (11) 地震・津波対策計画
- (12) 避難計画
- (13) 救助、救急計画
- (14) 国民保護計画
- (15) 応援協力計画
- (16) 緊急消防援助隊に関する計画
- (17) 消防信号による伝達計画